

平成 29 年度 第 1 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 29 年 4 月 26 日 (水)

10:00～11:30

1 開会 (事務局)

- ・開会

2 主催者挨拶 (中島新学校教育課総括課長)

- ・委員の皆様におかれましては、日頃より県教育委員会の取組について多大なる御協力をいただいていることに対しまして御礼申し上げます。また、今回は、御多用中のところ御出席いただき、心から感謝いたします。
- ・本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、その使命を果たすという役割があります。
- ・今年度の教科書採択につきましては、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む小学校用「特別の教科道徳」の教科書、並びに学校教育法附則第9条の規定による、いわゆる特別支援教育で使用されます一般図書が対象となりまして、本日の第1回審議会では、県内の義務教育諸学校で使用する教科書の「採択基準」等について、御審議いただく予定であります。
- ・「特別の教科道徳」に関しましては、「考える道徳」、「議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことを目指し、平成27年3月の、学校教育法施行規則並びに学習指導要領等の一部改正を受けまして、今回初めて採択を行うものでございます。
- ・県教育委員会といたしましては、教科書採択において、公正性・透明性の確保を徹底し、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等への指導・助言に当たるとともに、公正・公平な採択業務を進めてまいりたいと考えております。
- ・委員の皆様におかれましては、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

(佐野理義務教育課長)

- ・それでは、平成29年度教科用図書選定審議会委員を紹介いたします。
お手元の平成29年度教科用図書選定審議会資料の4ページに掲載されている「資料2」の名簿にしたがいまして、紹介いたします。(略)

(佐々木徹特別支援教育課長)

- ・それでは、平成29年度の教科用図書選定に関する情報公開への対応について説明させていただきます。(略)

4 会長・副会長選出

- ・ 会長：平澤勝郎 委員、副会長：佐藤 功 委員

5 会長挨拶

(略)

6 署名委員の委嘱

- ・ 太田厚子委員 松葉覚委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（中島学校教育課総括課長）から審議会会長（平澤委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

(事務局)

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類でございます。一つ目は、「平成 29 年度 第 1 回 教科用図書選定審議会」という資料、二つ目は、別冊の資料 7 「教科書制度の概要」について、三つ目は、これも別冊で、資料 8 「学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書」についてです。
この第 1 回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、事務局より説明を多くさせていただきます。大変申し訳ございませんが、御了承ください。
- ・ それでは、はじめに、「平成 29 年度教科用図書選定審議会」という資料を御準備ください。2 ページ目をお開きください。資料 1 は、この教科用図書選定審議会の規則になります。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、本県がこの規則を定めたものです。
- ・ 次の 4 ページ、資料 2 は、本日御出席いただいております、選定審議会の 20 名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第 10 条により、御覧のように第 1 号委員、第 2 号委員、第 3 号委員と指定されております。
- ・ 5 ページをお開き下さい。資料 3 は、教科用図書採択地区の一覧です。表の左側に 1～9 と番号をつけてございます。県内の採択地区は 1～9 まで、9 つの採択地区に分かれております。また、この他に、県立一関第一高等学校附属中学校があり、県教育委員会が採択に直接関わることとなっております。
- ・ 6 ページ、7 ページの資料 3－2 は各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 8 ページ、資料 4 は、教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧で

す。県内に18箇所ございます。なお、13番の住田町の教科書センターは、陸前高田市の教科書センターが決まるまで、当面の間の教科書センターという位置付けでございます。

- ・ 続いて、9ページ、資料5-1は、平成27年度から30年度まで、小学校で使用する教科書の一覧です。採択地区ごとに示してあります。なお、採択地区名の脇にある「比較」という欄は、平成26年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合、前回と同じということ、教科書会社名が書いてある場合は、異なるということを示しております。
- ・ 10ページ、資料5-2は、中学校の教科書一覧です。小学校の場合と同様の記入の仕方です。平成28年度から平成31年度までの4年間使用いたします。
- ・ 11ページ、資料6-1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということで、きめ細かく法律が定められております。14ページまで関係する法律を載せております。
- ・ 15ページ、資料6-2は、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、教科書採択が行われております。特に、検定申請本閲覧の事案等を受け、今回の通知でも教科書採択における公正性・透明性の確保の徹底が示されております。
- ・ 次は26ページになります。資料6-3も、文部科学省からの通知です。採択の事務処理の際に留意する事項が示されております。

- ・ 次に、別冊の資料7「教科書制度の概要」（抜粋）を御準備ください。教科書の「採択」ということにつきまして御説明申し上げます。
- ・ 10ページをお開きください。「6 教科書採択の方法」とございます。
- ・ その「1 採択の権限」の部分を御覧ください。
- ・ 始めの部分を読みます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。」とあります。
- ・ 次に、教科書採択の仕組みについて説明いたします。11ページの「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧ください。本日举行しております「教科用図書選定審議会」は、この図の「中程左側」にあります。
- ・ では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。
- ・ ①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うというものです。
- ・ ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するということです。目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行された

かどうかを示すこととなります。

- ・ ③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付するという事です。
- ・ ④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮問いたしました。これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と（調査員）」という記述があります。今回は、小学校用の道徳科と、特別支援学校用の教科書の調査員会議を置くこととなり、調査結果については、審議委員の皆様から御意見をいただくこととなっております。小学校道徳科を除く、義務教育諸学校については、4年に1度、全面的に採択替えというときに、新たに発行された教科書について調査をすることとなりますが、今年度はございません。
- ・ ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これから御審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を、市町村教育委員会に通知等で示すこととさせていただきます。
- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほどの資料、6ページの資料4を御覧いただいたところです。
- ・ ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するという事です。今年度は、各採択地区において調査が行われ、小学校道徳科と特別支援学校関係の図書について採択が行われることとなります。
- ・ 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ（12ページ）を御覧下さい。「3 共同採択」の部分で、1行目から6行目まで読みます。
- ・ 「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。採択に当たっては、都道府県教育委員会が、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定します。採択地区が2つ以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。」とあります。ここで言う「採択地区」が、岩手県の場合、先ほどの3ページの資料3のとおり、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』として、9つ設定されているということです。
- ・ それでは、説明者が交替いたします。次は、別冊の資料8につきまして、特別支援教育担当が御説明申し上げます。

（事務局）

- ・ 別冊資料8は、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料と

なります。

- ・ 1 ページ、資料 8-1 は、平成 29 年 3 月付けで文部科学省から出された「平成 30 年度用一般図書一覧」となります。2 ページ目の資料 8-1 の表紙裏、はしがきにありますとおり、平成 29 年度に使用する教科書として採択されたもののうち採択数が多く、平成 30 年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において適・不適の判断を加えているものではありません。
- ・ 13 ページ、資料 8-2 は、平成 29 年度に使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものになります。
- ・ 11 ページ、資料 8-3 は、平成 29 年度に使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について、昨年 8 月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。
- ・ 以上、特別支援教育関係も含め「資料の説明」を終了します。

9 協議

(平澤会長)

- ・ 事務局、説明、御苦劳様でした。ここから、協議に入っていきます。では、諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配布をお願いします。

(事務局が諮問書(写)と採択基準、資料作成基準を委員に配布)

(平澤会長)

- ・ それでは、皆様、諮問書を御覧ください。諮問された点は 2 点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議してまいります。
- ・ それでは、1 点目、「平成 30 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について」です。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ はじめに、「平成 30 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分を御説明いたします。
- ・ お手元の「平成 30 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準(案)」を御覧いただきます。
- ・ では、まず、「採択基準」について申し上げます。採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指します。採択基準は、大きく 3 つから構成されています。1、2、3 で示しています。

1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。

- ・ 次に、3の「平成30年度における教科書採択に関する手続き等は次のようとおりとすること」以降の部分について御説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校（特別支援学校の場合）」、(3)「県立学校（高等学校に併設する中学校の場合）」そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。
- ・ 市町村立学校の場合から説明させていただきます。アについて、採択は、県教育委員会の指導、助言、援助により行うこと。イ及びウについて、「平成29年度は、小学校道徳科の教科書について採択すること」と「小学校道徳科以外については、平成28年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除く。」とあります。初めて採択を行う道徳科を除き、小中学校の教科書は、基本的に4年に1回、全面的に採択を変えることとなっております。つまり、「来年度は、今年度と同じ教科書を採択するという手続き」をとるようという基準です。ただし、エのとおり、一般図書はその限りではないということです。オは、採択地区の協議会に関することです。次のカです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。
- ・ キ及びク、その次の(2)については、特別支援教育関係のことですので、この後、担当が説明いたします。
- ・ 次ページの(3)と(4)については、県立中学校、国立及び私立学校においても、今、説明した点において同様だということを示しています。
- ・ では、説明を交替し、特別支援教育関係について、担当から御説明いたします。
(事務局)
- ・ 先ほど説明がありましたように、「市町村立学校の場合」のキとクにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。
- ・ キの①、基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採択することになります。②、特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書を採択することになります。③、下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は学校教育法附則第9条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。
- ・ クの①、学校教育法附則第9条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、②、地域や学校の特性、児童生徒の心身の発達段階に応じて効果的に使用できるものでなくてはなりません。
- ・ 続きまして(2)県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学

校がこれに当たります。アについては、平成 30 年度使用の特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町村立の小学校、中学校と同様、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、先ほど、係が説明申し上げた、(1) 市町村立学校の場合のイと同様になります。イについては、先ほど特別支援学級でも御説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のウの規定でございます。また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本を併せて採択することはできません。これがエの規定でございます。次に、オでございますが、視覚障害を対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。カにつきましては、聴覚障害を対象とする特別支援学校の「国語」については文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。キにつきましては、知的障害を対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでございます。

- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準について御説明いたしました。
- ・ それでは、平成 30 年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてしてよろしいか御協議いただきたいと思います。

(平澤会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(A 委員)

- ・ 特別支援学校の教科書について、「検定教科書又は文部科学省著作教科書と絵本等を併せて採択することはできない」とありますが、「知的障がいを対象とする特別支援学校の小学部の『生活』の教科については、必ずしも 1 種目の教科書に限定することなく」となっております。生活科は複数可能と捉えてよいのでしょうか。

(特別支援教育課長)

- ・ 他の教科は基本的には 1 種目の教科書の採択となりますが、生活科に関しては内容の幅が広いので、限定しておりません。

(A 委員)

- ・ 採択された教科書を使用して授業していく中で、さらに活用したい本が出てきた場合等はどのようにするのでしょうか。

(事務局)

- ・ 「採択」と「活用」は別であり、「副読本」として別途購入することは可能となっております。

(委員B)

- ・ 特別支援学校等における道徳科の著作本は発行されるのか、今後についての見通しはどのようになっているのでしょうか。また、一般図書としての選択・採択は可能なのでしょうか。

(事務局)

- ・ 文部科学省に確認し、後ほどお知らせします。

(平澤会長)

- ・ その他ありますでしょうか。では、「平成 30 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について」は、このとおりといたします。

- ・ 続いて、2点目、「平成 30 年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」です。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ 次に、「教科用図書を選定するための資料作成基準について」でございます。
- ・ 先ほど承認されました採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この「資料作成基準」でございます。
- ・ 第1の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1 内容」、「2 組織、配列、分量」、「3 使用上の配慮や工夫」の3項目について、それぞれ3つから5つの具体的視点を示しております。
- ・ この資料作成基準を作る際には、学校教育法と学習指導要領に沿って、今回項目数や文言を見直し、整理したものです。一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますのでこの分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思っております。

以上で、資料の作成基準についての提案を終わります。

(平澤会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(C委員)

- ・ この内容では、道徳について調査員は調べづらいのではないかと感じました。「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」の「知識」「技能」は、道徳に馴染みにくいというか、それよりも、道徳として、例えば、価値や魅力などという観点があってよいのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・ この観点及び具体的視点については、道徳科だけでなく全教科共通で調査できるものが望ましいのではないかと考え、今回の道徳科の調査に当たっては、例えば「1 内

容の（１）基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るための配慮や工夫については「道徳的価値観」に関わる部分と読み替えたり、「（２）思考力・判断力・表現力等を育むための配慮や工夫については「自己を見つめること」に関わる部分と読み替えたりすることで、他の教科と同様の項目等で道徳科の特質に応じながら調査員に対応していただきたいと考えております。

（D委員）

- ・ 今回初めて参加された委員もいらっしゃると思うので、審議委員と調査員の役割にはどのような違いがあり、私たち審議委員は何をどう審議するのか、もう少し説明いただけないでしょうか。

（事務局）

- ・ 検定をクリアしている教科用図書について、本審議会として優劣をつけるのではありません。調査員が、各教科書の特長について基準に従って分析調査を行いますので、審議会では調査員が作成した選定のための資料について、各教科書の特長が適切に示されているかについて、委員の皆様は審議していただくということになります。そして、その審議結果を県から各採択地区へ提供することになります。

（平澤会長）

- ・ その他ありますでしょうか。なければ、「平成 30 年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準について」は、このとおりといたします。
- ・ 「その他」について、事務局からお願いします。

（事務局）

- ・ 今後の進め方につきまして、御説明申し上げます。
- ・ 御協議いただきました採択基準及び資料作成基準につきましては、御了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第 5 条により、教科用図書調査員を置き、平成 30 年度において使用する一般図書について、研究調査をいたします。教科用図書の調査員は、お手元にお配りした 1 枚ものの資料に示したとおりでございますので御覧ください。
- ・ 次に、第 2 回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。
- ・ 第 2 回審議会は、6 月 9 日（金曜日）10 時 30 分から、本日より同じ会場で開催の予定でございます。第 2 回審議会では、調査員が行った調査結果につきまして審議をしていただきます。
- ・ なお、第 3 回の選定審議会につきましては、第 2 回の審議会の際に改めてお諮りいたします。

（平澤会長）

- ・ 今後の進め方についてでございます。皆様いかがでしょうか。

では、この通りといたします。その他事務局、何かございますか。

(事務局)

- ・ 特にございません。

(侘美会長)

- ・ では、以上で、協議の部分を終了します。皆様の慎重審議ありがとうございました。

10 その他

(事務局)

- ・ 諸連絡

11 閉会（事務局）

平成 29 年度 第 2 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 29 年 6 月 9 日 (金)

10 : 30 ~ 12 : 00

1 開会 (事務局)

2 主催者挨拶 (中島新学校教育課総括課長)

- ・ 委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
- ・ 第 1 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「選定のための資料の作成基準」等について、御審議いただき、ありがとうございました。
- ・ 本日は、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む小学校用「特別の教科道徳」の教科書、並びに特別支援教育で使用するいわゆる一般図書について、調査員が調査した結果を、御審議いただくことになっております。
- ・ 県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助等を進めていくこととなりますので、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

3 会長挨拶 (平澤会長)

- ・ 会長の平澤でございます。
- ・ 本日の審議会についても、前回に引き続き慎重審議をよろしくお願いいたします。
- ・ ただいま、学校教育課総括課長の挨拶にもありましたように、本日の第 2 回審議会では、まず、「教科用図書選定のための資料の作成基準」に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただきます。
- ・ その後、その報告について審議することとなります。よろしくお願いいたします。

4 全体会

(平澤会長)

- ・ それでは、事務局より、本日の審議につきまして説明をお願いします。

(事務局)

- ・ それでは、本日の審議の進め方につきまして、御説明いたします。
- ・ 本日の審議会は、第 1 回審議会におきまして、資料の作成基準を了承いただきまし

たので、その基準に従いまして、調査研究した内容を報告し、審議いただく会となります。

- ・ 本日は、この全体会に先立ちまして「小学校道徳科」と「特別支援教育用の一般図書」の各部会を開き、調査員より担当審議委員に対して調査結果を報告いたしました。なお、担当いただく審議委員は、あらかじめ会長と相談し、選出させていただきました。
- ・ 部会は、まず20分間ほどの時間で、担当の審議委員さんに調査票及び教科書並びに一般図書に目を通していただき、その後、調査結果を30分ほどで調査員が報告いたしました。そして、審議委員から質問をいただく時間を20分ほど設定し、審議していただきました。
- ・ この全体会は、2つの部会の報告をもとに審議いただくこととなります。
- ・ この全体会では、まず、はじめに、担当の審議委員から各部会の調査の結果を御報告いただきます。御報告は、調査票が適切に作成されているかどうか、その妥当性を発表していただきます。
- ・ その後、御質問も含めて調査票全体について審議委員の皆様で御協議いただきます。
- ・ 限られた時間の中での協議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 調査票につきましては、前回、御了解いただきました教科用図書選定のための資料の作成基準に基づきまして、各教科書の特長（よさ）を、限られた枠の中に短い文章で表現させていただきました。

詳細につきましては、説明の後、御確認をお願いいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、説明を終わります。

(平澤会長)

- ・ それでは、これから事務局から説明がありました調査内容につきまして、報告と協議に進みます。
- ・ はじめに、小学校道徳科の教科用図書についての報告を、(A)委員よろしくお願いいたします。

(A委員)

- ・ 調査委員による小学校用「特別の教科道徳」の調査資料について報告いたします。
- ・ 小学校道徳科の教科書は8社から発行されており、各社の教科書についてそれぞれの特長を中心に、きめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述されている主な特長について報告いたします。
- ・ まず、東京書籍の主な特長は、1点目、生活にいかせる問題解決的な学習を取り入

れ、重点化した指導内容について複数の教材を配置し、繰り返し指導を行うことで、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるように工夫されております。

2点目、教科書体文字を独自に開発し、少し太目で読み易い表記になるように配慮されております。

- ・ 次に、学校図書の主な特長は次の2点です。1点目、読みもの編と活動編の分冊化により、自らを振り返り見つめ直して児童が道徳的価値に迫り、今後にかす学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、現代的な課題を取り上げ、他の教科書等への広がりをもった学習ができるよう配慮されております。
- ・ 次に、教育出版の主な特長は次の2点です。1点目、学びの手引きが、授業の流れに沿って、教材の本文や道徳的価値に対する設問と、今後の行動への示唆等の設問で構成され、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるように工夫されております。2点目、ビジュアル面の充実を図り、教材の理解を深め、考える手がかかりになるような配慮がされております。
- ・ 次に、光村図書の主な特長は次の2点です。1点目、多様な教材と、「考えよう」の三つの問い、他教科や生活にかす「つなげよう」を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、読みの負担を軽減するため、熟語の混ぜ書きを極力避け、持ち易いB5判の判版で使い易くなるよう配慮されております。
- ・ 次に、日本文教出版の主な特長は次の2点です。1点目、別冊「道徳ノート」を活用しながら、ワイドな紙面に構成された感動・共感を呼ぶ教材での豊かな対話と学び合いを通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、現代的・社会的課題への対応や伝統文化の尊重と国際理解等について配慮されております。
- ・ 次に、光文書院の主な特長は次の2点です。1点目、問題意識をもって教材を読めるようにし、脚注部の吹き出しで多面的・そして多角的な考えを促し、まとめ、広げていく紙面構成で、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、全学年で40教材を取り上げ、学校の実態に応じて選択して使えるよう配慮されております。
- ・ 次に、学研教育みらいの主な特長は次の2点です。1点目、主題名を冒頭に記載せず、児童の問題意識を大切にして、児童自ら考えを深める活動を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、多様な価値観を踏まえて、児童が他者と対話し、協力し合いながら、考え、議論しながら学習できるよう配慮されております。
- ・ 次に、廣済堂あかつきの主な特長は次の2点です。1点目、本冊の各教材に「考えよう・話し合おう」を設定するとともに、別冊ノートは様々な紙面でまとめることがで

きるようにし、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、現代的な課題に関する教材を巻末に特設し、身近な問題として捉えられるように配慮されております。

- ・ 以上、各社とも、岩手の児童の状況を踏まえ、どのような点に配慮と工夫がみられるかについて、適切に調査されていることを報告いたします。

(平澤会長)

- ・ 次に、特別支援教育の一般図書についての報告を、(B)委員よろしく申し上げます。

(B委員)

- ・ 皆様御承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年児童生徒個人に対して、障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択いたします。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを判定します。従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、お手元にあります「一般図書選定の理由書」として報告されます。
- ・ 昨年度、本県の特別支援学校において採択した最近5年間で調査した図書を除く一般図書及び新たに、障がい種、学部、学年、学級、教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、平成29年5月29日、30日の二日間にわたって、調査員4名により、調査が実施されました。その調査結果について、調査員から説明を受けましたので、特別支援教育の一般図書の担当審議員である私から、審議委員の皆様へ御報告をいたします。
- ・ 資料をおめくりいただき、「一般図書選定の理由書」番号10、を御覧いただきたいと思えます。これは「はめえデコボコえほん ちよつとずつちよつとずつ」について、知的発達が4歳程度の知的障害がある特別支援学校小学部3年の児童で、国語科の一般図書としての「一般図書選定の理由書」になります。「図書の内容」については、絵本の内容や特徴について具体的に示したものになっています。「選定の理由における児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて、興味関心の様子、また、この図書がこの児童生徒にとって適切である、ということを説明しています。それから、「指導の概略」では、見たり触ったりして形を認識する、色や形、パーツの名称を学習する、型に合わせてマッチングする、受け渡しの際のコミュニケーションを楽しむなど指導のステップを示しています。
- ・ 以下、19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から想定した、障がい、それから学部の児童生徒にとって、内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができるものと判断いたします。
- ・ 以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

(平澤会長)

- ・ 報告ありがとうございました。
- ・ それでは、ただいまの報告を受けまして、協議に入ってまいります。
- ・ 委員からの質問・意見を受けます。質問があった場合は、審議員の方が回答する場合と、事務局に発言を求める場合がありますので、よろしくお願いいたします。

(C委員)

- ・ 特別支援学校における、道徳の一般図書の扱いはどうなっているのでしょうか。

(事務局)

- ・ 第1回教科用図書選定審議会で、特別支援教育に関する道徳の教科書につきまして御質問があり、文部科学省に問い合わせ確認をしましたので、御報告いたします。まずは、道徳の著作教科書について発行される予定はあるのか、また、その見通しについて教えてほしい、という御質問でございました。これにつきましては、今後の見通しも含めて検討中という回答でございました。拡大教科書につきましては、発行会社に作成をお願いしているとのことでしたが、あくまで努力義務としてお願いであり、点字版教科書についても、今後お願いする予定であるとのこととございました。次に、特別支援学級・学校の道徳について、他の教科と同様に一般図書の選定・採択は可能であるか、という質問でございました。これにつきましては、他の教科と同様の扱いになるという回答でございました。

(平澤会長)

- ・ せっかくの機会ですので、御意見だけでなく、御感想等でもかまいませんのでお願いします。

(D委員)

- ・ どの会社の道徳の教科書も、ねらいやヒントが示されており、写真やイラストも豊富で、視覚的にもイメージしやすいものばかりで大変工夫されていると感じました。子供たちが学習しやすいものになっていると思いました。

(E委員)

- ・ 教科書を実際に拝見して、例えば、調査票において「主体的」の他に「体験的」という表現がありますが、調査員はこの違いをどのようにとらえているのだろうかという感想をもちました。

(A委員)

- ・ 体験へ広がるような内容は、道徳場面だけで考えるのではなく、他の教科や領域全体へつながるものと捉えております。また、情報モラルやいじめ、震災など、現代的、社会的課題の内容もどの会社も入れています。

(F委員)

- ・ どの会社もそうなのですが、道徳の教科書は、思ったよりも1年生から厚みのある教科書で、盛りだくさんであると感じました。また、採択に当たっては、生活科や国語科などとの関連も考えていくことが必要であると思います。

(G委員)

- ・ 私も道徳の教科書について、やはりボリュームがあると感じました。ですから、学校の先生方も、子供たちもそうですが、しっかり取り組まないと、全部を使いこなすことが大変だろうと思います。

(H委員)

- ・ 私も、非常によく工夫されていると感じましたが、子供がランドセルに入れて持ち歩くものですから、低学年のものがイメージしていたものよりボリュームが少し多いかなと思いました。

(A委員)

- ・ 文字を大きくしたり、ユニバーサルデザイン化したりしているので、ページ数が多くなっていると考えます。また、分冊の形をとっているものも三社あり、考えるために書かせるスタイルとなっていますが、扱い方をしっかりする必要があると思います。

(I委員)

- ・ 小学校道徳の教科書について、誰でも読みやすいように配慮されていると感じました。また、大きいものには十分な余白があり、そこに文を書くという活用方法ができるのではと考えました。

(J委員)

- ・ 道徳の教科書について、教師が使いやすいかどうかという視点が必要であると思います。内容についても、自分に近すぎないことや、家庭状況にも配慮が必要であると考えます。また、評価についても、心情は持っているけれども態度に出さない、出せない子供もいるので、どう評価していくかが大切であると思います。

(平澤会長)

- ・ その他ありますでしょうか。それでは、小学校道徳科の教科用図書と特別支援教育の一般図書の調査内容を、ただ今の報告の通り了承することとしてよろしいでしょうか。確認いたします。

(審議委員了承)

- ・ 委員の了解が得られました。
- ・ 調査資料についての慎重審議ありがとうございました。また調査に当たられました調査員及び担当審議委員は大変御苦労さまでした。御礼申し上げます。
- ・ では、調査資料の協議の部分は終了しましたので、その他について事務局、説明願います。

7 その他

(事務局)

- ・ 今後の事務手続きにつきまして、事務局から御説明申し上げます。
- ・ 本日の審議結果を受けて、今後、県教育委員会として、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属小学校及び特別支援学校、私立学校を所管する本庁総務部に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助といたします。
- ・ 本来であれば、再度、教科用図書選定審議会の第3回目を開催しまして、第1回、第2回の審議内容について御確認いただくこととなるのですが、平澤会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えますが、そのように進めてよろしいか伺いいたします。よろしく願いたします。

(平澤会長)

- ・ 委員の皆さんに、お諮りいたします。
- ・ ただ今、事務局から提案のあったように、今後は会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(審議委員了承)

- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。
- ・ 事務局からその他ありませんか。

(事務局)

- ・ 特にございませぬ。

(会長)

- ・ 本日はありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

8 閉会（事務局）

平成 29 年度 第 3 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 29 年 6 月 15 日 (木)

8 : 4 5 ~ 9 : 1 5

1 開会 (事務局)

2 説明 (事務局)

去る平成 29 年 4 月 26 日に教科用図書選定審議会が開催され、岩手県教育委員会は、審議会に対し、次の 2 点について諮問いたしました。1 点目は、平成 30 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について。2 点目は、教科用図書選定のための資料作成基準等について。本日は、これら 2 点について審議会の審議が終了したことから、審議会会長が、岩手県教育委員会に対し答申を行うものであります。

3 主催者挨拶 (中島新学校教育課総括課長)

第 3 回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、平澤会長様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

第 1 回、第 2 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料作成基準」、「調査票」等につきまして、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。本審議会からのこの答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。

長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、誠にありがとうございました。

4 答申

審議会会長 (平澤委員) から県教育委員会 (中島学校教育課総括課長) へ

5 会長挨拶 (平澤委員)

会長の平澤でございます。

改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2 回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを、報告いたします。

御承知のとおり、義務教育段階の教科書のうち、小学校用「特別な教科道徳」については、今回初めて教科書採択を行い、来年度から教科書を使用しての道徳の授業が始ま

ることになっております。

そこで、今回、新規の教科書検定を経た小学校道徳科用教科書、及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票等を答申いたします。

今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8月末までに、各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

6 閉会（事務局）

議事録署名委員

氏名： 太田 厚子 

氏名： 松葉 寛 